

なお、医薬品の販売関係の業界団体・職能団体においては、一般用医薬品の販売等に関する苦情を含めた様々な相談を購入者等から受けつける窓口を設置し、業界内における自主的なチェックと自浄的是正を図る取組もなされている。

IV 関連政省令の制定

薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）に伴い、以下の政令及び省令が順次制定された。

- ・ 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年1月7日政令第2号）
- ・ 薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成19年3月30日厚生労働省令第51号）
- ・ 薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成20年1月31日厚生労働省令第9号）
- ・ 薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成20年5月21日厚生労働省令第109号）
- ・ 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年2月6日厚生労働省令第10号）
- ・ 薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成21年5月29日厚生労働省令第114号）

